

## 金吾利口書

馬には時々堅大豆を水まぶきまて可餌之野陣などにて鼎釜なき時のため  
仁不肖に不寄武者を心懸る者は第一うそをつかず胡亂なることなく不斷理知義を立て  
物秘を仕るは本にて候其故は一度大事の用に立事に候不斷うそをつき胡亂成者は如何  
様の實義を申候共例のうそつきにて候と影にて指をさま敵味方共に信用なき物にて候  
間能々嗜あるべき事

惣別武者の時は如何様成大事の儀をも口止にて申付候間少も胡亂成事にては無勿躰事  
先年加州湊川を越られ御合戦の時討取頸五百餘候其時一向幼少なる頸をば撰出され彼  
執手を被召寄直に被返遣候事但前々足輕軍の時は無其撰事

大事の合戦の時か又は大義成のき口などの時大將心持見む爲に士卒とまて種々ためす  
物にて候聊も弱々敷躰を見せず詞にも出すべからず氣づかひ油斷有間敷事

大將たる仁は不及申似合の人數持の覺悟の事第一内の者の能成立候様にと不斷心懸看  
經等もすべきに殊に久敷侍本より新參當參の者に候共忠節奉公仕たる跡幼少の子供あ  
らば如何にも大切に取立人に成様にすべし自然實子無之侍をば親存生の時似合の養子  
を仕候へと異見を申跡の不絶様に申付候得ば子なき者も安堵の思をなま忝存候て身命  
を輕むする者にて候如此懇にて候得者内の者冥加にて聞及び見及び頼母敷存知内輪の  
者は不及申從他家奉公可仕候とて可然者共も出來候事

主人は内の者の罰當り内の者は主人の罰當るに君臣不可有油斷事  
内の者所持の馬鷹其外太刀繪讚唐物己下無理所望有間敷候惣別内輪に所持の重寶は何  
も主の物同前人但宜を所望ならば相當一倍を以所望可有無其儀候へば見懲聞懲まて内  
輪に物を嗜者なく候て結句前々より所持の名物をも他國へ出す事と能々可有分別事  
人を召住に二人こらへ候者あれば譜代の者を召住に其故は先内の者の不届事を主人こ  
らへ又主人に對て述懐を内の者こらへ如斯互にこらへ拔候へば子餌の者餘多大事の時  
用に立候大犯三ヶ條の科更に主人の成敗に非ず此段右衛門太夫殿宗滴へ直に被仰候事  
召仕ま風情又は聊の物をたべさせ候共二人執分たる様にすべからず候事

内の者におえられたるがわろく候如何にも涙を流まいと惜まれたるは本にて候と昔より申傳候左様に候はでは大事の時身命を捨用に立がたく候事

内の者に侮らるゝと主人心持出來候は、早我心狂亂えたと覺悟すべま其故は敵にさへ被侮間敷身上何とて内の者に侮られ候はんするや一段比與成心中且は家の亂の基國郡を持大名武者を心懸器用の名執する仁は天下共に同者へ第一人近く軽く先我身の不辨を闕内の者の時宜調候様に普く不便がり公界は、をさせ末々までも威勢有様に崇敬候得者諸事に付て徳多物へ執分如何成長陣又は俄の晴役の時主人の造作不入候事

大名比與の名執をする方々是又天下同前如何にも重々敷吾高に人さげをま無禮にて狐疑の心在て萬事人疑をま内の者に隔心せまめ或は家中の者有力にて人に參會の物數寄などする事を小眼に懸或は世上へ幅をま藝能など嗜候事を嫌ひ折々は女房衆小姓衆を近付吾身の無器用を影にて咄候かと立聞をさせ動もすれば毛吹て疵を求理無盡に鼻をつかせ其跡知行分不寄多少家内等迄押執米錢黄金を藏に積重ね聊も無施事賤く財寶を持たるを満足充滿無限無躰に消失其家共に滅亡に候此類古今共に聞及候畠山殿己來數

多有之當國には右衛門太夫眼前に候事

惣別代物黄金充滿候得者大名に不寄末々の者迄も一度凶事出來候て滅亡する物と相見へ候近來は甲屋善定並上木覺勝など眼前之事

英林様御身上奇特神變雖事多候第一慰勸を以て國を治させらるゝ由年寄申候つる諸侍の義不及申百姓町人風情迄も御懇切の御文言宛所なども過分忝様に被遊候に付て悉く身命を捨味方仕たる由に候事

英林様御錠に小太郎は隨意に育ち候間我々なき以後は諸侍に對ま可爲無禮候より、慰勸の事を御異見候得と被仰候旨桂室院常々御物語候事

當世は上意に付て國持近付の差別無之雖然我々は不混自餘書札の禮儀等は少も本々に替間敷候由堅荻原に被仰合御狀被爲認候事

爲音信秘藏の馬鷹其外人に遣事候雖然書札慮外に候へば被遣珍物無に成不出には劣たる事に候下上手の氣遣是程違物に候能々可有分別事

國を執人に扶持する事濃州持世院は何萬貫何貫二百貫二十貫と積せ置諸士に相當扶持

候英林様御扶持の様はそんぞやう誰がまが跡御扶持候は、御一行被下候然ごうんふかうたんにて御一行御一通にて五百石千石被下候も有之書通三通被下候ても五十石百石なきも候つる如此廣々に被下候然間普く忝存忠節奉公仕候に付て至于今御國も長久愈御繁昌に候員數定り候て御扶持候へば侍の高下相見へ候て無曲候然間濃州は漸く三十餘年計續候其已後五十年に及び錯亂候事

人間とて蓄なくては不叶物に候雖然餘に徳人の如く蓄を本とて代物黄金過分に集置仁躰は元々武者せざる由申傳候但伊勢早雲は針をも藏に可積程の蓄仕候仁に候つる雖然武者邊につかふ事は玉をも碎きつべふ見へたる仁にて候由宗長の常に物語候事主人内の者の覺悟能不見知ては執分召仕事不覺之其故は後難をも不辨當座の手前計馳走仕候を正直に奉公人と心得別而目を懸召仕候事併家の滅亡の基之

番匠の可仕事を河原の者にさせ又河原の者の仕事を番匠に申付る如成人仕目きかず下手の最上人如何なる利根の中にも得手不得手はある物にて候夫々に隨ひ似合々に召仕候得者諸事打任主人辛勞もゆかざる物に候事

朝夕の飯は善惡表にて喰候はんするが本にて候幼少の時年寄衆申候つる然間我等は一世の間内儀にて認またる事なく候自然桂室院御上へ御出候時分は御相伴爲仕事に候左候間萬曲共皆共に申付直させ候事

我々子かたわに候共妻を執迎候て妻愛まて子共出來可相續歟然ご實子を止養子を仕候事不知者は悉可有不審候天澤様御代小次郎殿幼少の時朔日節句出仕の躰見及候諸侍の相位一向無曲躰に候彼方不肖には候へ共英林様の孫と申子春のさまつぎ次郎左衛門尉殿の子に候雖然末々に被爲成故に候歟不及是非候然吾々子供彌末々に可成候元より家來の者共可下座事不便の至口惜存知究め所詮實子を止惣領へ近くなすべき爲爲冊を申請家督に相定候是も内の者の爲始終可然爲にとての一儀迄に候惣別家中の者共何も英林様不斷被爲召遣歴々の人數に候吾等は新參の主と取立皆々行末よき様に候へかまど且夕念願計にて候事

英林様男子八人候合戦の時自ら持道具に血をさま候は吾等一人に候十八歳より七十九歳迄自國他國の陣十二度其上馬の前にてさけたる野合戦七度にて候其内持道具に三度

血を付候三十の歳大一揆伐崩す則中郷河原に於て馬上を長刀にて討之首は中村清右衛門に爲執候三十一の歳玄忍出候時帝釋堂にて馬上を討伏其首古岩井宗内左衛門に爲執候五十一歳京都に於て泉乘寺合戦の時敵三人射付る其首皆々爲執候如此内の者同前に働候間士卒横より有間敷候由常々御雜談に候

十八歳豊原寺へ日歸牢人出張の時十月二十一日合戦有之十九歳柳ヶ瀬陣合戦なま二十七歳敦賀城責卯月二日二十八歳にて五郎殿出陣に付て(古本岡陣)合戦有之九月十九日金井殿父子討執之三十歳大一揆の時七月十七日豊原を退口合戦有之同八月六日中郷川を越合戦有之候敵數多討執之三十一歳玄忍出候時八月二十九日合戦有之四十一の歳丹後陣足輕合戦並城責有之四十九歳江州北の郡大谷七月十六日城責有之五十一歳京都泉乘寺十一月十九日合戦有之五十五歳加州陣十月二十六日湊川を越石川郡の内に於て合戦有之其外度々足輕軍は有之候六十六歳濃州陣九月二十一日井口城下悉放火七十九歳又加州陣七月二十三日山城三ヶ所落去候但二ヶ處にて合戦有之八月十三日濱地口一日の内兩度の合戦何れも馬の前にてさせ候已上十二ヶ度に候之事

覺有之大將と云は一度合戦の時持道具を自身執候はでは難申候由昔より申傳候事

吾々一世の間敦賀へ上下何時も一日懸に仕候此儀は吾等彼郡を預り申候に付て自然の時用迄に如斯候事

吾々七十に餘り候迄毎年河より北の道筋見候はん爲に鷹野と號玄細々下候是又非別儀候彼國より一度亂入仕候之は不可叶と存其時の用迄に候惣別吾々存命の中は武者奉行可仕候間何時も教景可向に無案内にて繪圖などを以即時の手遣は淺猿きと存知不斷の心懸無他事にて候事

惣別國中の道筋間所小路順道脇道又沼ふけ馬の沓打所又不打所能々可知事肝要の事合戦の勝は大略あぶなき手立仕候はでは難成の由古今申傳候但英林様被仰御錠の勝は敵の勢を使ひ候はでは難成由被仰候由之事

侍は仁不肖に不寄先若年の時器用の名執をする事弓矢冥加果報の第一其故は若き時無器用成名執爲仕仁は成人仕候て器用者に成候者稀に候若年の時器用成仁は成人候て縦無器用の様に候へ共暫は其沙汰聞ざる者に候間嗜肝要に候事

一度卒度の事に合候、迎久敷武者をも不見候て、功者振仕候者共一段たかまき事に候其故は古小泉四郎右衛門常に語候つる武者遠く成候へば物見足輕に罷出候時異風怖敷候細々打出候ては敵に逢少々の矢をもちり落ま候はんする様に存する物にて候と申候つる去迎は無余儀候人数持候仁も可爲同前に候吾々は十八歳より七十九歳迄諸陣の間十年と隔たりたる事は稀にて候之事

功者の大將と申は一度大事の負に合たるを可申哉吾々は一世の間勝合戦計にて終に負に不合候間年寄候へ共功者にては有間敷事

或は陣取或は陣替又は取出杯の時に依事に依物に候へ共凡雨の降日用意候て諸事を申付候へば必照に合物にて候之は鷹野風情一切出行普請已下に付て可有覺悟事之惣別海上も荒の脇と申事候物の下手は照目を見懸用意候間必出行普請等の時荒に逢物に候事舟に醉事向に敵有と心懸候へば一圓不酔物の由皆々へ被仰合候先年丹後へ舟手を以御勢被遣候處如案一人も爲酔者なく打もどりさまには皆々酔たる由申候事

當代日本に國持の無器用人使下手の手本と可申仁は土岐殿大内殿細川晴元三人之又日

本に國持人使の上手よき手本と可申仁は今川殿甲斐武田殿三好修理太夫殿長尾殿安藝毛利織田上總介方關東正木大膳亮方此等の事讓持に爲持國持は不及是非之沙汰之事

義景様御器用は英林様已來有間敷候其故は我等八十歳に及候を加州武者奉行に被遣候事大丈夫成御心中難計候但自今以後御器用に候間如何可有旨常々被仰候事

源實朝公御歌に□□武士の矢並つくらふ籠手の上に霰たはまゑる那須の篠原

此歌定家卿感賞を思ひてか宗滴□□武士の鎧の袖を片敷て枕に近き初雁の聲

北濱近くまて初雁一入の賞翫とこそ

歩立は初心に候共弓の取扱矢のはぐる所手に入候はゞ武者に弓を可爲持候手元不辨立は如形候共弓を置鎧を爲持可然候事

小兵成射手は鎧の代に弓を持候て大根本棒は持間敷事に候

根五つばかりすやき五つばかり持候て可然事

我々若き時々天澤御恩は重々不及申候殊更敦賀之郡被仰付候宗澤御恩は一向無爲蒙事

に候但天澤御恩に劣間敷事に候其故は丹後近江加州美濃如此諸國の武者奉行とて被相立候御厚恩無申計之由常々被仰候事

不寄上下此等式の事には鼻をつき成敗に及間敷と心得隨意緩怠比興を仕事一段未練至極なる心中なる事

生付鈍性成者は眞實如在なき事に候間却而不便の至に候如形心得たる者我智恵程人は有間敷と身を許して比興無理非道を仕候は一段たどげ者にくき心中可爲重々罪事不  
可寄上下事

人の恩は不斷不可忘又人に恩をしかけたるがよしそれを不忘候ては結句述懐出來候て前々仕懸候思も無に必義絶と成物に候事

人の媒申變事など我異見にて不相果候へば異見失面目申候とて不足に存已後斟酌の事に候近來我身を持上ゆるしたる事比興の至に候人を大切に存候へば幾度も嚙馳走すべき事人の本にて候随分双方人の爲可然様に異見申に不聞者こそ耻に候へ更に嚙人の耻不足には成間敷事

賢き者の子にたどげは次第に出来るへおどげ者の子に賢き者は稀の事

我々八十歳に及迄惣領衆に對て不似合程の奉公馳走仕候事諂ひたる様に陰にて申候由に候無分別申事たかまき儀に候其故は百歳に成候共行歩叶はんずる間は武者は捨間敷候惣領衆趣よく候へば國中の諸侍如何様にも申付儘に召仕事に候殊更英林様白頭に甲をめえ御辛勞を被成被召仕たる國にて候間第一御國の爲に候外聞は如何様にも候へ如御主何事も御意次第とはいづくぼうべき心中に候由常々被仰候事

尋常の落髪は或は主に後れ或は勘氣の身か又は隨意の覺悟歎此等の外にはなき物に候一向發心出家の儀は不及沙汰候先年性安寺殿御落髪の時我々御相伴に落髪仕候へかまど内々異見の族も候つれども存の旨候て相控候然に御西殿不慮の御進退に付ては御命の爲に頭を用に立候間御満足の由被仰候事

我々十九歳の時芳永色々武者雜談御沙汰候て御聞せ候つる事多中に合戦の時武者奉行たる仁諸勢の跡に居たるは悪く候先に立たるが本にて候其故は或は分執爲仕者或は手負たる者大將に爲見候はんづるとて旗本へ参り候然間虎口の人數すき候て敵込懸り候

へば必後れを取候其時大將健氣にて怵へ候へば諸勢に踏殺さるゝ爲躰に候相構てく  
能々可有覺悟事肝要なる由御物語候間我々一世の間合戦の時一度にても跡に引居たる  
事無之候其隱有間敷由常々被仰候事

跡勢を被召何方へ被召仕候共我々杯は可爲武者奉行候間重々敷候はでは一向不可叶事  
大將と申は御屋形様にて候間輕々敷ては不可然扇の要の如たる由芳永も御雜談候事  
大將すべき仁は先執らざる弓矢に名を可執心懸肝要に候無器用の名執仕候へば縦合戦  
の時働能候共まぐれ當と申て士卒悔り一向下知を不聞物にて候不斷嗜專一の由に候事  
芳永代に弓にすぎ候を御尋候其時御雜談候事多中に主人弓に數寄自身歩立仕候へば德  
多候其故は内輪の者共主人の御伽に弓矢可仕迎末々迄稽古仕候間射手多出來候主人歩  
立不仕候て士卒に弓矢仕候へと申付候へば殿役又は過息の様に存候て一向射手不出來  
物に候殊更大將弓に數寄候へば不慮の合戦に功も有之物にて候惣別敵相互に狙ひ合候  
物に候間卒爾には合戦はなき物にて候自然野伏など仕不慮に合戦有之事に候其上唐土  
日本共に弓取とこそ申傳へ候へ鑓取とは不申候如何にも不叶候共自身可有稽古事肝要

### の由被仰候事

犬追物御射手組の衆武者の時馬上にて弓不持仁は一段不覺也其故は造作を仕候稽古に  
は何の時の用所に候哉但一圓歩立不辨に付而は不及是非候歟雖然馬上にて鑓長刀持候  
はんよりは弓持たるは可増歟の事

天下に權柄を執たる仁躰細川□常様並三好家其外任國の侍軍に伐負候時昔懸に□□自  
害候事無念の至不覺也其故は仁不肖には不可寄候間如何様成者にても候へ相手一人成  
共伐取可討死事

尋常の年寄夜は寝られず徒然成由に候我々は徒然成事一向なく候其故は先國中に於て  
北邊の儀は不及申東を請南西を請合戦を扱御屋形様共に二人に成惣國を敵に請合戦を  
剪勝べき調儀は又不及申其上隣國に取懸可切取調儀又天下を取御屋形様を在京させ可  
申武略重々様々思案候て夜を明々候間一無□□嗜候間聊も徒然無之事

隣國の儀は不及申諸國取合の起の内合戦の懸負手立に當世の不知案内と聞も近比無數  
寄の有事之存知たるを僧俗によらず尋求懇に聞之能可覺悟事肝要に候之其故は諸事に

付て後學引懸に成ば徳多候事

武邊に付て大形下墨積りは有物に候但眞の果す所は八幡被知間敷由常々被仰候事

我々無欲心成由世上に申族有之由に候一向相違にかまき事に候其故は何時にても加州の儀又は濃州邊可給の由にて御人數被仰付候は聊辭退申間敷候但ちくくとまたる道なき事の欲心又は被官家來の者に不肖の儀申懸はり貪押領すべき所存は若き時より努々無之候然間扶持せざる陣衆被官人等我々代にて餘多出來候大欲心は如何成仁躰にも負ままき由常々御左禮言候事

惣別先祖の判形無躰に破候仁躰は其身一代は能様子に候へ共子孫報ひ罰當り跡も絶候物と相見へ候誠に天道畏まき事之我々兄弟の義を申事は如何に候へ共孫五郎殿七郎殿英林様の御判を被破子孫退轉眼前の事

猿樂道に蓮華を作ると云事一段秘事に候由善珍彌二郎申候侍の上に專可入口傳有之事不寄仁不肖不限上下武者に數寄たる侍は天道の冥加候て衆人愛敬福分の相々無數寄に候て武者嫌の侍は神佛の綱も切れ第一人に憎まれ貧乏の相之其上武者を嫌ふは諸人に

對之懇成事なく内の者には目を不懸候へば自ら衰貧すると常々御雜談候事

侍は信心簡用之但餘り過たるは驚氣者の名執すると相見候其故は少の事も神佛の咎と思成ま心の誤に成物に候惣別の看經には現世安穩後生善處と第一弓矢冥加此外は有間敷候事を色々の難題を神佛へ祈禱仕懸候間神は非禮を受ざる故に不叶事共に候當世は布施をも漏々不出剩へ神社寺領無躰に落取殿役に祈禱をさせられ候へば如何成貴僧高僧も手柄不見神佛納受なき事に候英林様は毎日御看經は以書付光照院へ御布施にてさせられ朝夕手水參拜養數御頂戴に候元々毎月の御祈禱も過分の御布施を以貴僧高僧に被仰付候御自身の御看經には御公事を被聞召候て御成敗嚴重に被仰付候其外に武藝を專に御沙汰候に依り御子孫繁昌御國靜謐天下無双の事

敵を夜討の時は我々の陣所に拵居候て敵の着たる所能聞すまま弱き所へ助合て戦はんする事肝要に候惣別何時も敵取かけ候はんする時は柵を外へ不可出爲其柵を結候間其覺悟專一に候敵取懸柵を切候はんする時は見合次第にて可然事

我々不斷の行儀隨分可嗜と存候へ共毎々比興成氣色出來安物にて候間紫野眞珠庵飯尾



宗晋連入道僧候一段耻敷大老にて候彼仁障子越に置申不斷謝僧に仕度由常々被仰候事武者に聞逃は不苦候見逃は悪敷候悉被討候では不叶物に候聞逃は行にて候間更に逃たるにては有間敷候惣別大事の退口には込懸り候はでは逃れざる物に候由古今申傳候耳は臆病目は健氣なるが本にて候由申習はま候事

惣別越前の諸侍不限上下加州の儀心懸ざる者は第一先祖に對ま不孝又は敵可爲同前事武者雑談は如何にも功者の語るを信仰せまめ能可聞事肝要に候但若き時は自然の時手前に於て功者振候へば悪敷名執をする事に候事

武邊の義に付て人を讃るにあれ程成者は有間敷といはぬ物に候ならぶ物は有共増る者は有ままと譽たるが能と芳永御物語候事

敵の行知様大事の秘事之何時も敵の者に代物黄金を興へれば有ままに知らする物之隠密を以の故に公界の人は不知之其行する間名大將とはいはるゝ

大河に舟橋懸る行習有之先射手に川向を射させ其積りを以吾方の川際に杭を打舟橋を大綱を以繫扱川上の舟に搔楯をかき射手を置川上より向へ流ま懸れば懸るもの

金吾利口書とも言われる「朝倉宗滴話記」は、「武者は犬とも言え、畜生ともいえ、勝つことが本にて候」と言い切った英林孝景の末子で敦賀郡司の朝倉教景（宗滴）の遺訓である。常に戦場の第一線にあって三代貞景、四代孝景、五代義景に軍奉行として仕え、戦い続けた朝倉宗滴の生涯は、七九才で幕を閉じたが、彼が語ったものを、家臣の萩原八郎右衛門尉宗俊が書き留めた「朝倉宗滴話記」を残した。

今回底本には、著作権の切れている須永金三郎校訂「朝倉叢書」を使用した（明治43年福井市にて出版）

